平成 24 年度障害児通所支援におけるリハビリテーション 技術支援モデル事業実施報告(要約)

東部保健福祉事務所 成人・高齢班

グレイゾーンや発達障害と呼ばれる子どもと、子育てに不安を抱えるご家族のために、 通所支援のスタッフの方々には多くの期待がかけられています。しかし現場においては、 子どもの見方や関わり方に関する研修の機会も乏しく、目標が実際の支援に結びつきにく い点や、生活場面での行動障害などに対する具体的な対応について相談する場が乏しいこ とに、担当者は苦慮されていました。それらのニーズや課題を一緒に考えるため、平成 24 年4月から、平成 25 年 3 月までの一年間、モデル児童発達支援事業所(以下モデル事業所) に対して、主に保健福祉事務所の作業療法士・理学療法士と、県リハビリテーション支援 センターの言語聴覚士等の協力により、モデル事業を実施しました。

<子どもの評価と個別支援計画の作成>

まず、子どもの現状を理解するため、対象児童 12名の面談をスタッフと一緒に行いました。これまでの経過や支援機関などの情報は、全体像を把握する上で重要と思われました。特に日常生活の様子はご家族が不安に思っている行動や、子どもが好きな遊びなど、具体的に聴き取りました。次に、保護者のお話を聞きながら、子どもの遊び方や行動を観察し、社会性や言語・運動機能などの簡単な発達のスクリーニング評価をしました。さらに、得られた情報をまとめて、支援目標を立てました。最後に、支援目標を実現するための具体的な遊び方や関わり方を提案しました。

<障害別研修会について>

スタッフの方々の要望から、障害についての具体的な知識や現場で活用できる情報について"療育支援研修会"として当所専門職が講師となり3回実施しました。

- ①【知的発達障害とは?】 発達障害においては、自閉症の一部と ADHD の一部にみられること、無気力や自傷行為・常同行為など不適応行為には意味があること、情動や遊びの発達、気持ちを引き出す工夫について、例を挙げてお伝えしました。
- ②【自閉症スペクトラム障害とは?】 障害の概念と診断基準について、コミュニケーション障害・感覚障害・儀式化・興味の限定などの症状にどんな意味があるのか、自傷行為の四つの理由、誤解されやすい「心の理論」など、基本的な症状の理解や解釈のし方についてお伝えしました。また、高機能自閉症者の体験談から、対応策を検討しました。
- ③【中枢性運動障害とは?】-乳幼児の運動発達のしくみ、脳性麻痺児のタイプ別支援 方法、生活場面での抱っこのし方と脱臼等のリスク、機器の活用と姿勢環境などについて、 皆で身体を動かしながら運動障害を体験してもらいました。

<子どもの評価と個別支援計画に関する勉強会>

スタッフと共に評価した 12 名の対象児の支援計画を、より実践的な支援に結び付けるため、個別支援計画と評価についての勉強会を実施しました。発達段階の客観的評価としては、"遠城寺式乳幼児分析的発達検査"の実施方法を紹介しました。これは、生活の様子や保護者からの聴き取りで、子どもの様々な発達段階を大まかに把握することができるものです。しかし、この評価結果を伸ばすことが支援の目標ではないことを皆で確認しました。個別支援計画は、子どもの生活を豊かにするための戦略です。得られた情報を吟味して、生活目標を立て、そのために、どんな関わりや遊びが必要か、全体像を容易に整理できる新たなシート「個別支援計画案」(資料1)を提案しました。例えば、私たちは海外旅行に



■長期目標と短期目標の関係

[長期目標] の達成に向けて、いくつかの [短期目標] を設定する

本本で表し、大腿横抱きで遊べる
大腿横抱きで遊べる
スコップでビーズ移し
卵焼きブロック刺し

長期目標
短期目標

短期目標

行きたい時、どうすれば実現できるか 計画を練ります。(図1)「個別支援計 画」における目標設定も同じことです。 (図2)「絵に描いた餅」では、旅行に 行けないでしょう。情報収集から具体 的な活動までの流れについてポイント 整理しました(資料2)。しかし、何を 促すべきか分かっていても、具体的な 支援方法が分からない場合があります。 そのような場合に専門職を活用するの も一つの方法であることを提案しまし た。すなわち、現場で把握できること を十分に検討した後、不足分について 助言を求めるという支援スタイルが効 率的で、発展的であるということです。 実際、本事業終了後、モデル事業所で は、評価を踏まえた個別支援計画を持 ち寄り、事例検討会を始めており、個 別支援に活かしています。

1年を通じて、スタッフの方々の支援場面での工夫や自助努力と地道な取

り組みを実感しました。その上で専門職を上手に活用できれば、さらに日々の子どもの変化を実感でき、支援自体にゆとりが生まれるはずです。そのことは、不安を抱える子どもやご家族に還元されるものと思われました。

※当保健福祉事務所では、「子どもから大人まで」をコンセプトに、リハビリテーション 相談支援事業を展開しております。簡単な手続きで対応可能です。まずはお電話でご 相談下さい。

(東部保健福祉事務所 成人・高齢班 リハ相談担当 配0225-95-1419)